

事務連絡

令和7年12月23日

公益財団法人児童育成協会 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

認可外保育施設担当室

## 令和8年度における企業主導型保育事業の変更点等について

令和8年度の企業主導型保育事業（以下「本事業」という。）について、現時点で前年度からの変更点等として予定している内容を、次のとおりお知らせします。なお、令和8年度の本事業の実施に係る予算案については、現時点で成立しておらず、国会審議中である点を申し添えます。

### 記

#### 1. 変更予定の内容

##### (1) 認可保育所等に関する改正を踏まえたもの

###### ① 職員の配置の充実（1歳児）

保育士1人あたりの子どもの人数を、1歳児：6人→5人とする加算措置を検討します。

※ 加算の申請要件については、認可並びの基準を設定。

###### ② 保育補助者雇用強化加算

対象となる保育補助者の平均経験年数に対応し、加算基準額を改正することを検討します。

###### ③ 頂かりサービス加算

頂かりサービス加算（一般型）の加算単価を引き上げるとともに、年間延べ人数300人未満の基準額について細分化を検討します。

###### ④ 医療的ケア児保育支援加算

園外活動移動支援のための経費を対象とする加算措置を検討します。

###### ⑤ 基本分単価における定員区分の細分化

認可保育所等における公定価格の定員区分の細分化を踏まえ、基本分単価における定員区分の細分化を検討します。

###### ⑥ 処遇改善等加算の改正

認可保育所等における処遇改善等加算の一本化を踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについて見直しを検討します。

##### (2) 近年の社会的ニーズや足元の物価高の影響等を踏まえたもの

###### ① 運営継続支援臨時措置の実施（令和8年度のみ）

足元の物価高に対応する目的で、認可保育所等に準じた措置を検討します。

###### ② 保育体制強化加算の創設（保育支援者の配置）

保育士の業務負担の軽減を図るため、保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を

行うことを検討します。

#### (3) 令和7年人事院勧告を踏まえた処遇改善

令和7年人事院勧告を踏まえ、基本分単価等を改正します。

#### (4) 認可保育所等における取扱いを踏まえた考え方の整理

##### ① 人事院勧告を踏まえた処遇改善関係

人事院勧告を踏まえた処遇改善は、公定価格の改定率と同じ考え方により基本分単価等へ反映を行っています。その改定部分につきましては、都度、保育士等への給与に反映していただいているものと承知していますが、改定趣旨に鑑み、漏れのないように反映することとしてください。

今後、認可保育所等における「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」に準じた形で各施設における人件費比率や給与のモデルケースの公表を検討しています。

##### ② 処遇改善等加算と最低賃金との関係

企業主導型保育事業の基本分単価における人件費は、基本的に国家公務員給与に準拠して単価反映を行っており、処遇改善等加算（I～IIIに限らず）は、保育士等の処遇改善を図り、保育の質の向上および人材の確保・定着を目的とした『（給与の）上乗せの制度』となります。

他方、最低賃金法は、労働者の賃金の最低限を保障することにより労働者の生活の安定等に資することを目的としているものです。したがいまして、処遇改善等加算の加算により地域別最低賃金を満たす（上回る）といった運用は想定していません。現時点では上記のような運用をされている施設がある可能性はありますが、今後は本件事務連絡内容に基づき対応することとしてください。

#### (5) 積立資産の取扱いに関する見直し

企業主導型保育事業における積立資産については、安定した施設運営を確保するため、運営費の助成金の範囲内で、①人件費積立資産、②備品等購入積立資産、③修繕積立資産、④保育所施設・設備整備積立資産の4費目について積立を認めているところです。今後、下記2. の取扱いを行うことに合わせ、積立資産の計画的な運用と柔軟化を図る観点から積立資産の運用を次のとおり見直すことを検討していますので、あらかじめお知らせします。

- ・積立資産の累計額の上限及び単年度積立限度額の設定
- ・項目別の管理は廃止するとともに、費目を3項目に変更  
　(①人件費積立資産、②備品等購入積立資産、③修繕積立資産)
- ・費目別の管理を廃止し、累計上限の範囲内で積立を可能とする

その上で、既に累計額の上限を超えることとなる施設については、一定の猶予期間を設けて適正化を求ることとする予定です。詳細については、追ってお知らせいたします。

## **2. 意向調査を踏まえた施策について**

10月に実施した意向調査を踏まえ、以下の施策について検討を進める。

#### (1) 事業開始から経過年数10年を超える施設に対する施策

- ・他事業への転用について

10年経過後（注）の事業者が、当該施設を放課後児童クラブや小規模保育事業など特定の事業用途（※

「別表1（案）」参照）に転用する際に、助成金の返還等の条件を付さずに財産処分を承認することを検討しています。（注）休止期間は経過年数に含みません。

・事業の廃止・取壊しについて

10年経過後の事業者が、財産処分（廃止）を希望する際に、以下の①～③の要件を満たした上で、施設の廃棄又は取壊しを条件に、助成金の返還等の条件を付さずに財産処分を承認することを検討しています。

- ① 設置企業の財務状況により事業継続が困難。
- ② 転用および事業譲渡が不調。
- ③ 自治体から財産処分（廃止）について支障がない旨の意見であることの確認が取れている。

(2) 全ての施設に対する施策

・施設定員の変更について

利用需要に合わせた効率的な施設運営を実現するため、施設定員について一定の要件の下での減員（令和9年1月以降実施予定※）と、増員（令和9年度中に実施予定※）を可能とする方向で検討しています。

※申請時期等の詳細については、確定次第、改めてご案内する予定です。

【検討中の要件】

- ・在籍児童数以下への減員は不可。
- ・全施設の増員総数は、前年度の事業全体の総減員数を上限。
- ・増員する際は、増員前年度従業員枠の充足率の年間平均が50%を超えていていること。
- ・原則、変更後3年間は更なる定員変更は不可。

※補足 上記は現時点での検討案（抜粋）です。

・新たな制度への対応について

令和8年度から本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」をはじめ、特定の事業用途（※「別表2（案）」参照）に施設の一部を活用（一部転用）する場合に、整備費補助金の返還を要しないこととする措置を検討しています。

**3. 今後の予定と問い合わせについて**

本件内容は、次年度以降の運用の検討に対し、本事業の実施機関および実施事業者が円滑な準備を進めるため、早期に情報提供するものです。各施策の適用に関する具体的な要件や申請手続き等については、予算成立の過程で変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

また、詳細につきましては、確定次第、改めてご案内しますので、本件に関する照会等は控えてください。

以上

別表1（案）※

（10年経過後の事業者につき、国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、病児保育事業、児童福祉施設等）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業（母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子・父子福祉施設）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園
- ・こども誰でも通園制度の試行的事業（「多様な保育促進事業の実施について」平成29年4月17日雇児発0417第4号こども家庭庁成育局長通知）に規定する事業を行う事業所
- ・その他こども家庭庁所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、こども家庭庁長官等が個別に認めるもの
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業に掲げる事業

※本表については、令和7年12月現在での想定であり、今後変更となる可能性があります。

別表2(案)※

(経過年数が10年未満の施設等に係る一部転用について国庫納付に関する条件を付加しない事業)

- ・児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）
- ・婦人保護施設
- ・児童相談所
- ・婦人相談所
- ・保育所（分園を含む）
- ・認定こども園
- ・小規模保育事業所
- ・次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター
- ・放課後児童健全育成事業を実施するための施設
- ・病児保育事業所
- ・こども誰でも通園制度の試行的事業（「多様な保育促進事業の実施について」平成29年4月17日雇児発0417第4号こども家庭庁成育局長通知）に規定する事業を行う事業所
- ・保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設）
- ・社会事業授産施設
- ・地域福祉センター
- ・隣保館
- ・生活館
- ・ホームレス自立支援センター
- ・へき地保健福祉館
- ・重層的支援体制整備事業を実施する施設
- ・社会事業授産施設
- ・障害福祉サービス事業を行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- ・障害者支援施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）
- ・相談支援を行う事業所（障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するもの）
- ・移動支援を行う事業所（障害者総合支援法に規定するもの）
- ・地域活動支援センター

- ・福祉ホーム
- ・応急仮設施設
- ・地域移行支援型ホーム
- ・障害者総合支援法に規定するその他の施設
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・小規模な介護老人保健施設
- ・小規模な介護医療院
- ・小規模な養護老人ホーム
- ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ
- ・介護関連施設等における施設内保育施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・企業等の活力を生かした小学生の預かり機能構築モデル事業

※本表については、令和7年12月現在での想定であり、今後変更となる可能性があります。